

弁明文②懲罰動議 2 回目（9 月 29 日）

議会が作成された陳謝文に目を通させていただきましたが、私の心情とは程遠く、納得のいく内容ではありませんでした。私は秘密会の議事はもらしておりません。

神聖な議場において、心にもない事を発言することは議会に対して誠実な態度とは思えず、また、日本国憲法第 19 条「思想及び良心の自由」により私の思想及び良心の自由は保証されていますので、陳謝文の読み上げはお断りさせていただきました。

湯河原町議会基本条例第 4 条第 4 項「議員は、自らが町民の選良であることを認識し、町民の代表にふさわしい活動を行うよう努めなければならない。」とあります。私は自らが町民の選良である事を認識し、議会上での偽りの言葉を発言しないという事に至った次第です。